

You, Unlimited

# 龍谷大学 国際交流会館・留学生寮 利用規則



RYUKOKU  
UNIVERSITY

この利用規則は、龍谷大学の国際交流会館・留学生寮に入居する人が、必ず守らなければならないものです。

これらの施設には、生活習慣や文化背景が異なる、様々な国籍の学生たちが、共に生活をしています。

お互いのプライバシーを尊重し、他の人の事に思いやりを持って、快適な大学生活を送ってください。

# 入寮手続き

①龍谷大学留学生寮入寮申込書を提出すると、学生情報センター（NASIC）から渡日情報と入寮日についての書類をメールで送られます。入居日を決め、指定期日までに記入した書類を NASIC へメールで返送してください。

【※】学生情報センター（NASIC）は龍谷大学が管理運営業務を委託している会社です。

②「誓約書」の全ての確認事項に同意の上、自筆でサインし、NASIC へ提出してください。

## ③初回納入金

### ◎ミトラ館、りゅうこく国際ハウス、龍谷会館の入居者

保証金と＜初回分＞使用料（寮費、光熱水費、布団代）を、入寮してすぐ、コンビニエンスストアで支払いをしてもらいます。現金での支払いです。クレジットカード又はデビットカードは使えません。また、ゆうちょ銀行はオンラインバンキングサービスを提供していません。

## ④保証金

保証金は、退寮時、指定日に NASIC から銀行口座へ返金します。ただし、寮費を滞納している場合や、備品などの紛失、居室・共用施設を汚損して、賠償していない場合は、その必要経費を保証金から差し引きます。

万一、金額が足りない場合は、追加徴収します。

協定で部屋の寮費が免除となっている場合は、保証金も支払う必要はありません。

## ⑤銀行口座の開設と使用料の自動引き落とし

使用料（寮費、光熱水費）は、毎月決まった日に、銀行口座から自動引き落としとなります。

**入寮してから日本で使える銀行口座を持っていない場合は、口座を開設します。**

ゆうちょ銀行の口座となります。口座開設用紙を記入し、指定される期日までに提出ください。

《必要書類》

- ・口座開設用紙（入寮時に渡されます）
- ・在留カードのコピー

### ◎ミトラ館、りゅうこく国際ハウス、龍谷会館の入居者

毎月6日（銀行休業日の場合はその翌日）に、使用料（当月分の寮費と光熱水費）を、あなたの銀行口座から、自動引き落としします。

【※】国内口座であれば、どちらの口座でも利用可能ですが、口座を持っていなかった方で、入寮時にゆうちょ銀行で口座を開設された方は、ゆうちょの口座番号をご登録ください。

## ⑥入寮当日

レジデント・サポーター【※】もしくは、管理人が施設の案内をします。

【※】レジデント・サポーターは、みなさんの寮生活、日本での生活をサポートするために、一緒に寮に住んでいる龍谷大学の学生（留学生以外）です。寮生活を送る上で、何か困ったことがあればレジデント・サポーター、グローバル教育推進センター事務部に相談してください。

## 使用料(寮費、光熱水費)の計算方法

寮に住むすべての学生は(寮費免除の学生も含む)は、休暇期間中であっても、毎月の光熱水費を支払う必要があります。

当該月の居住期間が15日未満(1日~14日)の場合は、日割りで計算します。15日以上居住する場合は、1か月分とします。15日未満で日割り計算する場合は、退寮する月の前月の5日までに、退寮届を管理人に提出して下さい。期日を過ぎて退寮届を提出した場合は、たとえ14日以内の退寮だったとしても、1か月分の寮費を徴収します。**※一時帰国で留守にする際に日割り計算は適用されません。**

<例>「りゅうこく国際ハウス」に、8日間 居住した場合

(留学生：1か月の使用料40,000円<寮費30,000円、光熱水費10,000円>)

↓

$40,000 \text{円} \div 30 \text{日} \times 8 \text{日} = 10,666 \text{円}$  使用料は、10,666円となります。

(計算方法：月額使用料 $\div$ 30(日) $\times$ 居住日数とする。但し、1円未満は切り捨てる)

## 入居者の入替時期の規則について

- ①入居者の入替時期である、3月と8月は、それぞれ3月20日、8月10日までに退寮しなければなりません。その日が土日祝にあたる場合は、その前日になります。この場合の使用料についても、前述の「使用料(寮費、光熱水費)の計算方法」により算出されます
- ②いったん納入された寮費は、特別の事情がある場合を除き、返金できません。退寮を希望する場合は、退寮日の1か月前までに申し出なければなりません。

## 退寮手続き

- ①退寮する月の前月の5日までに、退寮届を管理人に提出して下さい。期日を過ぎて退寮届を提出した場合は、たとえ14日以内の退寮だったとしても、1か月分の寮費を徴収します。
- ②退寮前には、部屋をきれいに掃除し、荷物は全て撤去してください。
- ③退寮1週間程前：レジデント・サポーターの立ち会いのもと、部屋のチェックを行います。
- ④退寮当日：レジデント・サポーターの立ち会いのもと、部屋のチェックを行います。必ずチェックは受けてください。

●以下のいずれかに該当する場合は、退寮しなければなりません

◎龍谷大学の学生としての身分がなくなったとき

◎入居期間が満了したとき

- ◎継続入居が認められなかったとき
- ◎寮生活を続けることが不相当であると大学が判断したとき
- ◎寮の使用料の滞納額や損害賠償が保証金を上回ったとき
- ◎寮規則に違反したとき
- ◎大学の指示に故意に従わなかったとき
- ◎義務を果たさないとき

#### ●中途退寮

自分の都合で、入居期間の途中で退寮したい場合は、少なくとも退寮の1か月前にはNASICに連絡をしてください。15日未満で日割り計算する場合は、退寮する月の前月の5日までに、退寮届を管理人に提出して下さい。期日を過ぎて退寮届を提出した場合は、たとえ14日以内の退寮だったとしても、1か月分の寮費を徴収します。

**※土日祝に退寮することは避けてください**

## 寮生活のルールについて

以下のルールを必ず守ってください。

- ・寮内の施設の改変をしたり、誤った使用をしたりしないこと
- ・寮内で営利行為、政治活動をしてしないこと
- ・寮内の備品を持ち出さないこと
- ・定められた場所以外での火気の使用をしてしないこと
- ・規則正しい生活をし、風紀をみださないこと
- ・寮近辺の住民や他の寮生に迷惑となるような行為はしないこと（騒音・けんか・ゴミの放置など）
- ・居室・共用施設の清掃、保健衛生につとめること
- ・火災・災難その他問題が起こったときは、ただちに報告すること

#### ●同居の禁止

単身部屋に入居された方は、誰とも同居できません。

#### ●自室以外への入室禁止

友人の部屋であっても、他人の部屋への入室は禁止します。

#### ●宿泊の禁止

友人や親であっても寮に泊めることはできません。各寮で定められた時間までには寮を出てもらうようにしてください。

#### ●喫煙について

部屋の中ではもちろん、寮の敷地内でも絶対にたばこを吸わないでください。

#### ●外泊について

短期旅行や一時帰国の際には、グローバル教育推進センター事務局から連絡が取れるように、最低

1週間前には提出してください。

りゅうこく国際ハウス・ミトラ館→QRコードを読み取り、外泊フォームを入力

龍谷会館→外泊届（紙）を管理人へ提出

●**自転車置き場の使用**

自転車を寮の駐輪場にとめる時は、必ず龍谷大学の印のついたシールを貼ってください。シールは管理人とレジデント・サポーターが持っています。また、退寮するときには、自転車を放置しないでください。盗難にあった場合は、大学は関知しません。交番に届け出てください。

●**ペットについて**

寮内では、ペットの飼育・所有は禁止されています。どのような理由があってもペットを飼うことはできません。

●**メールボックスについて**

各自の名前を書いて鍵をかけるようにしてください。1日1回はメールボックスを確認してください。

**※上記の規則の他にも、寮ごとにルールがありますので必ず守ってください。**  
**守れない場合は、強制退寮の対象となることがあります。**